

平成 28 年度 年次総会資料

<式次第>

1. はじめの言葉
2. 塾頭挨拶
3. 議長選出
4. 議題
 - ① 平成 28 年度事業報告および平成 28 年度会計報告
 - ② 会計監査報告
 - ③ 平成 29 年度体制および事業計画ならびに平成 29 年度予算案
 - ④ 規約及び規約細則について
 - ⑤ その他
5. 連絡事項等
6. 終わりの言葉

配布資料

- | | |
|---------|--------------------|
| 【P1~6】 | 平成 28 年度事業報告 |
| 【P7】 | 平成 28 年度会計報告 |
| 【P8】 | 会計監査報告 |
| 【P9~10】 | 平成 29 年度夢甲斐塾体制、事業案 |
| 【P11】 | 平成 29 年度予算案 |
| 【別紙】 | 規約並びに規約細則・慶弔規定 |

平成 29 年 7 月 7 日 (金)

夢 甲 斐 塾

◆◆平成28年度 事業報告書◆◆

事業期間：平成28年7月1日～平成29年6月30日

1. 総括（夢甲斐塾 塾頭 入倉 要）

平成28年度は、節目となる創立15周年記念式典の開催。そして上甲晃塾長から白倉信司塾長への塾長引継。新時代のリーダーを育成するために夢甲斐塾を創塾した天野建知事の創始の想いを繋ぎ、新たな進化に挑戦した一年でありました。

この間の一番大きな事業としては、平成28年9月11日(日)に開催した「創立15周年記念式典」でした。山梨県の事業としてスタートして以来15年間、大坂から山梨まで通い続けていただいた上甲晃塾長の勇退の場であり、白倉信司新塾長への引継の場をどのように創り上げるか！上甲晃塾長への感謝、そして15年間関わり支えていただいた関係者の皆様への感謝を表現する為に、仙洞田茂(2期生)実行委員長はじめ多くの塾生が役割を担いたくさんの時間を掛けて創り上げた事業でした。式典には、青年塾からもたくさんの関係者が参加し、その後10月8日～9日と横須賀で開催された青年塾20周年記念大会に夢甲斐塾からも大勢が参加し、交流を深めました。



白倉信司塾長体制の最初の塾生となる16期生は、平成27年6月25日(日)に恵林寺で入塾式を行い、16名でスタートしました。白倉信司塾長の熱心な指導の下、例会に出席できない塾生のフォローとして代替例会を開催するなどこれまでとは違ったより充実した形で研修が進んでいます。さらに16期生の入塾に先駆けて4月からスタートした、三つの部会（歴史・道徳・生き方）も、塾生以外の参加も含めて活動が拡がりました。

上甲晃塾長の末っ子となる15期生は、平成29年2月26日(日)に桜座において出発式を行いました。桜座という場所と演劇にこだわり、15期生で協力してニーラの劇を演じました。上甲塾長体制の最後にふさわしい出発式となりました。

このように平成28年度は、節目の年・切り替えの年でありました。平成29年6月25日(日)には17期生が入塾を果たしました。17期は白倉塾長体制二年目となりますが、多くの皆様の協力をどうぞよろしくお願いいたします。

☆夢甲斐塾ホームページ <http://yumekaijyuku.jimdo.com/>

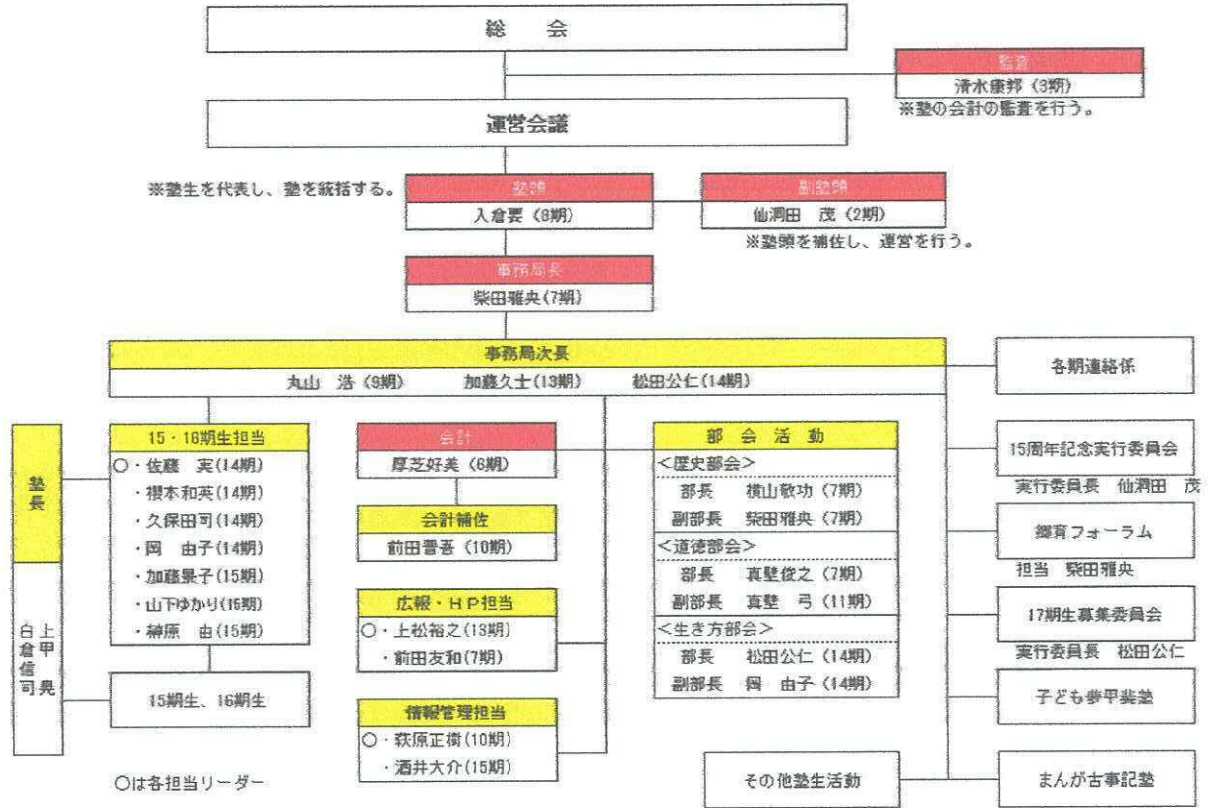
2. 入塾した塾生の推移

期	人数		現役としての活動期間	備考
1期生	20人	男性17人 女性3人	2001/7/1～2002/6/30	故天野建知事（当時）により県の事業として創塾
2期生	20人	男性15人 女性5人	2002/7/1～2003/6/30	県の事業
3期生	27人	男性17人 女性10人	2003/7/1～2004/6/30	県の事業
4期生	22人	男性14人 女性8人	2004/7/1～2005/6/30	塾生による自主運営開始
5期生	21人	男性13人 女性8人	2005/7/1～2006/6/30	
6期生	20人	男性10人 女性10人	2006/7/1～2007/7/31	5周年記念事業開催 地域おこし交流広場（現市民フェスタ）参画開始
7期生	16人	男性11人 女性5人	2007/8/1～2008/7/31	郷育フォーラム参画開始
8期生	29人	男性19人 女性10人	2008/8/1～2009/7/18	
9期生	32人	男性20人 女性12人	2009/7/18～2010/7/3	
10期生	37人	男性23人 女性14人	2010/7/3～2011/7/18	
11期生	13人	男性8人 女性5人	2011/7/18～2012/7/4	10周年記念事業開催
12期生	25人	男性13人 女性12人	2012/7/4～2013/7/7	夢甲斐フェスタ開始
13期生	15人	男性9人 女性6人	2013/7/7～2014/7/12	
14期生	15人	男性10人 女性5人	2014/7/12～2016/2/6	研修期間を1年半に延長
15期生	24人	男性17人 女性7人	2015/7/12～2017/2/26	
16期生	16人	男性9人 女性7人	2016/6/25～	
計	352人	男性225人 女性127人		

3. 組織及び運営について

1) 組織

平成28年度(16期)夢甲斐塾体制



○事務局

役割	氏名	役割	氏名
塾頭	入倉 要	15・16期生担当	佐藤 実
副塾頭	仙洞田 茂	15・16期生担当	櫻本 和英
監査	清水 康邦	15・16期生担当	久保田 司
事務局長	柴田 雅典	15・16期生担当	岡 由子
事務局次長	丸山 浩	15・16期生担当	加藤 景子
事務局次長	加藤 久士	15・16期生担当	山下ゆかり
事務局次長	松田 公仁	15・16期生担当	神原 由
会計	厚芝 好美	部会(歴史)	横山 敬功
会計補佐	前田 晋吾	部会(歴史)	柴田 雅典 (兼任)
広報・HP担当	上松 裕之	部会(道徳)	真壁 俊之 (兼任)
広報・HP担当	前田 友和	部会(道徳)	真壁 弓 (兼任)
情報管理担当	萩原 正樹	部会(生き方)	松田 公仁 (兼任)
情報管理担当	酒井 大介	部会(生き方)	岡 由子 (兼任)

○各期連絡係

	リーダー	サブリーダー
1期	堀口 和夫	中沢 雄次
2期	玉川 まなみ	井上 武
3期	佐野 尚子	泉 隆
4期	泉 弘恵	坂本 篤彦
5期	多賀 恵子	新井 冬喜
6期	野中 耕太	金子 政一
7期	横山 敬功	浅川 敏彦
8期	中川 徳子	酒井 智彦
9期	福川 武	加賀美 由美子
10期	伊東 あゆみ	菅 康仁
11期	真壁 弓	平野 由希
12期	北村 千恵子	大塚 直樹
13期	加藤 久士	小林 久人
14期	久保田 司	山田 明美
15期	神原 由	齋藤 麻寿美

2) 運営

夢甲斐塾の全体運営については、事務局主催で月1回運営会議を実施し、その中で各議題について検討・決定を行った。15期生は例会を月1回行い、隔月の塾長講話と合わせて、活動内容の発表を行い2月26日(日)桜座にて出発式を行った。

なお、これら運営会議及び例会、その他イベントについては、メーリングリストやホームページ等により主催者が周知をし、参加については夢甲斐塾の方針である「自修自得、万事研修」に則り、各塾生の自主性に任せた。

夢甲斐塾15周年記念式典を上甲斐塾長へ感謝を伝えることを目的とし、平成28年9月11日(日)に勝沼ぶどうの丘にて開催。仙洞田茂2期生が実行委員長となり多くの塾生に声をかけ、塾生132名、来賓他30名、合計162名で開催した。

上甲斐塾長においては15期生出発式をもって塾長を退任し、16期生からは1期生の白倉信司塾長を後任とし、平成28年7月～平成29年2月においては、塾長2名体制で運営を行った。

17期生募集委員会は、14期の松田募集委員長を筆頭に14～16期の複数の期にまたがって担当。先輩塾生への紹介呼びかけの他、公開例会後の懇親会や入塾説明会を通して、夢甲斐塾の魅力発信を行い、5名の17期生を迎えることができた。。

3) 会費

塾生は、次の会費を支払い活動に参加している。

16期生 年会費(入塾時)10,000円(入塾金15,000円より充当)
他の塾生 年会費10,000円/8,000円/5,000円、寄付1,000円 (※)

(※)金額の設定については、夢甲斐塾規約および細則による。

4) 活動報告(次項)

以上

平成28年度全体活動報告（個別活動は除く）

15期のテーマ：『山梨を良くする実践活動～10年続ける実践活動～』
 16期のテーマ：『山梨を知る』

	平成28年7月	平成28年8月	平成28年9月	平成28年10月
内容	10日(日) 16期7月研修例会 (事務局主催)	6日(土) 15期16期合同8月塾長例会 (塾長を囲む例会@甲府市北東 公民館/白倉事務所)	11日(日) 15周年記念式典 (実行委員会主催)	1日(日) 郷育フォーラム2016
	12日(火) 運営会議	9日(火) 運営会議	13日(火) 運営会議	12日(火) 運営会議
	14日(木) 平成27年度総会	15日(月) 歴史部会フィールドワーク (増田神社参拝)	24日(土) 16期9月白倉塾長・塾生例会 (16期会議@甲府市南公民館)	22日(土) 16期10月合宿例会 (妙心寺と三條夫人 @日光院)
	26日(火) 15期7月通常例会 (緑香花火づくり会@花水木)	20日(土) 峡南の夏まつり (15期主/16期副)		23日(日)
	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月
内容	3日(祝) 15期11月上甲塾長例会 (ロング講演例会@県立博物館)	13日(火) 運営会議	20日(金) 運営会議	11日(祝) 16期2月白倉塾長・塾生例会 (戦後体験談@差出磯大嶽山神社)
	8日(火) 運営会議	18日(日) 16期12月白倉塾長・塾生例会 (焼き芋会@差出磯大嶽山神社)	22日(日) 16期1月塾生例会 (初詣@甲斐国一宮浅間神社)	12日(日) 17期募集イベント (テニス体験会@エスエスアグリ甲府)
	12日(土) 市民フェスタ	25日(日) クリスマス会 (15期主催)	27日(金) 15期1月追加例会 (まちづくり講演@県立図書館)	16日(木) 運営会議
	13日(日) (16期主/15期副)		28日(土) 16期1月白倉塾長例会 (花水木)	26日(日) 15期生出発式 (上甲署塾長退任@様産)
	16日(水) 生き方部会フィールドワーク (伊勢神宮正式参拝)		28日(土) 17期募集イベント (抗酸化簡便浴@アトワス仙洞田坂金)	
	17日(木) えびす講察り			
	23日(水) (16期主/16期副)			
26日(土) 16期11月白倉塾長・塾生例会 (16期会議@花水木)				

平成 29 年 3 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 5 月	平成 29 年 6 月
5 日(日) 17 期募集イベント (味噌づくり会@おかもめ塾)	9 日(日) 17 期募集イベント (いちご狩り会 @グルメリーチご飯(R)前田)	7 日(日) 15 期 5 月公開例会 (志業誌活動発表@藤村記念館)	3 日(土) 17 期生募集説明会
11 日(土) 16 期 3 月塾長・塾生例会 (介護食体験@小瀬あかし)	9 日(日) 17 期生募集説明会	11 日(木) 運営会議	4 日(日) 16 期 6 月塾長・塾生例会 (プラネタリウム鑑賞会@甲府市北 東公民館/県立科学館)
17 日(金) 運営会議	12 日(水) 運営会議	13 日(土) 17 期生募集説明会	6 日(火) 運営会議
18 日(土) ジヨブコラ(自動車工場見学会 @イチムラボディーショップ)	16 日(日) 16 期 4 月塾長・塾生例会 (お花見会@差出磯大嶽山神社)	30 日(火) 16 期 5 月塾長・塾生例会 (地方病の歴史@杉浦医院)	15 日(木) 17 期生入塾オリエンテーション
30 日(木) 17 期生募集説明会	29 日(祝) 17 期募集イベント (普茶り@差出磯大嶽山神社)	21 日(日)	18 日(日) 17 期生入塾式 (円光院)

内容

※上記の活動の他、以下の活動を行っています。

○部会活動・・・「歴史」「道徳」「宗教(生き方)」のテーマ毎に設立した3つの部会において毎月1回夢甲斐塾生の枠を越えて自主的に学んでいます。
平成28年度から新たに「時事部会」を設立し、大手メディア以外の発信する情報から時事問題を学んでいます。

歴史部会	道徳部会	生き方部会	時事部会
部長 横山(7期)	部長 真壁(7期)	部長 松田(14期)	部長 酒井(15期)
副部長 柴田(7期)	副部長 山崎(12期)	副部長 岡(14期)	副部長

※それぞれの部会に白倉新塾長が
オプザーバーとして参加。

○まんが古事記塾・・・主に塾生を対象に、日本の心を学ぶために白倉塾長が講師を務めて毎月2回「古事記の勉強会」を開催しています。

○子ども夢甲斐塾・・・家族と共に活動できる場の一つとして、塾生及び塾生の子ども、塾生以外の親子を対象に、白倉塾長が講師を務めて毎週1回「古典の素読教室」を開催しています。

夢甲斐塾16期 決算

「会計期間 2016. 7. 1～2017. .6. 30」

収入の部

項目	今年度予算額	決算額	増減	備考
繰越金	21,314	21,314	0	
塾生(1～15期)会費収入	480,000	390,000	-90,000	10,000円×39口
塾生(16期)会費収入	240,000	240,000	0	15,000円×16口
利息	25	1	-24	
15周年事業会計より繰入	0	70,554	70,554	
合計	741,339	721,869	-19,470	

支出の部

項目	今年度予算額	決算額	増減	備考
宿泊交通費	200,000	196,760	-3,240	交通費3回、塾長宿泊費3回、他
16期生、活動費	80,000	80,000	0	5,000円×16名
会場費	40,000	11,860	-28,140	例会、他
会場費(会議費)	36,000	35,000	-1,000	運営会議(花水木)
教材費	50,000	35,752	-14,248	16期生教材、15期生出発式
募集活動費	20,000	39,665	19,665	
資料作成費(印刷費)	80,000	70,920	-9,080	
備品消耗品費	5,000	6,568	1,568	事務用品、他
夢甲斐フェスタ	0	0	0	
慶弔費	10,000	21,800	11,800	ロック火車御見舞、飲料代
飲食費	15,000	4,768	-10,232	入塾式、公開例会・飲料代
通信費	15,000	13,942	-1,058	郵便代
各部会活動費	90,000	59,000	-31,000	印刷代、会場使用料
周年事業積立金	50,000	50,000	0	
予備費	50,339	30,000	-20,339	入塾式謝礼、祈願料
小計	741,339	656,035	-85,304	
次期繰越金		65,834		
合計	741,339	721,869	-19,470	


収入の部	支出の部	次期繰越金	周年事業積立金
721,869	656,035	65,834	50,000

会 計 監 査 報 告

夢甲斐塾第16期（自平成28年7月1日至平成29年6月30日）の決算報告について会計帳簿、証拠書類及び預金通帳を監査した結果、いずれも適正に処理されていることを認め、ここに報告します。

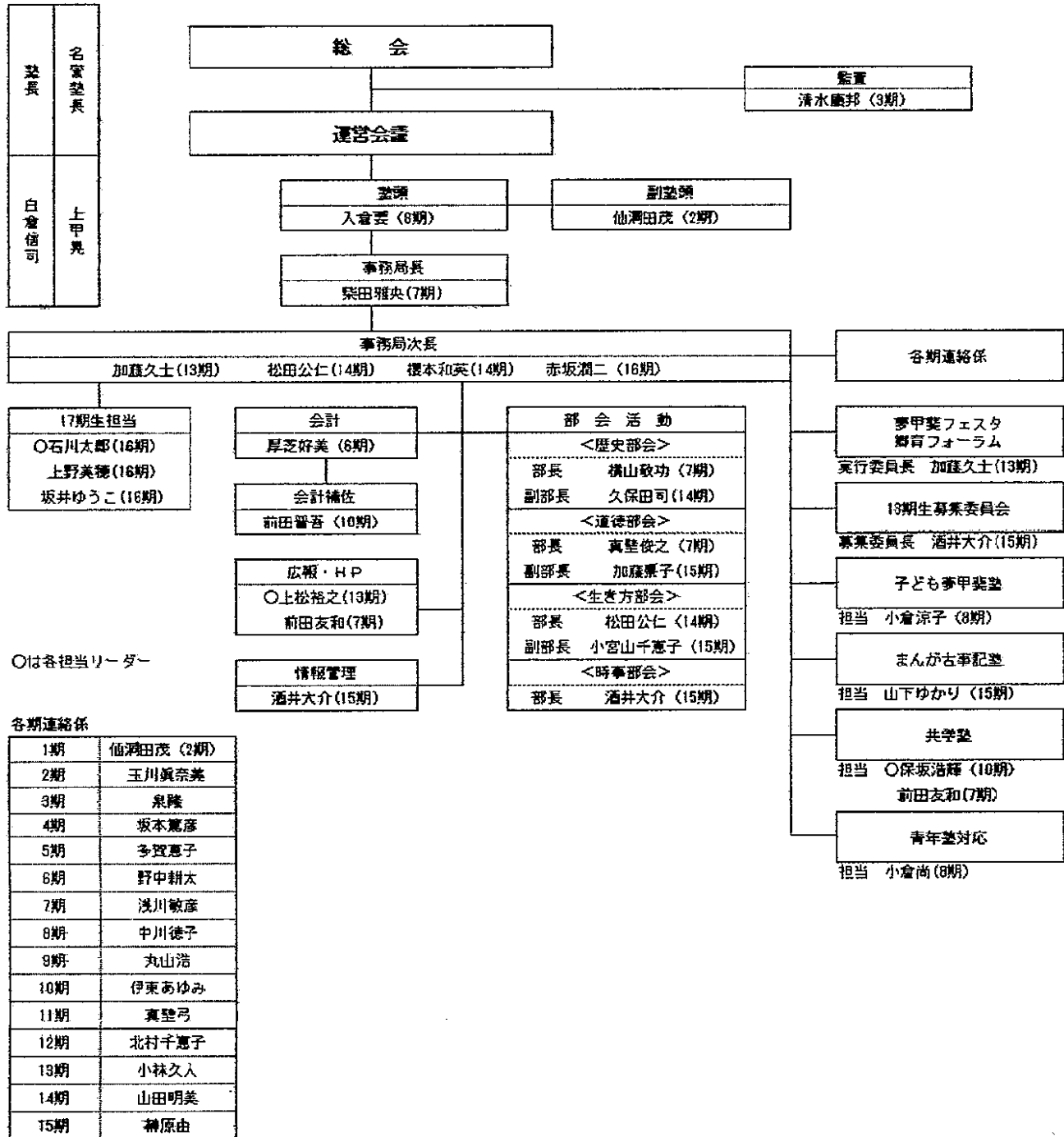
平成29年7月6日

夢甲斐塾監査

清水康邦 

平成 29 年度提案事項資料

平成29年度(17期)夢甲斐塾体制 (案)



平成29年度全体活動計画（個別活動は除く）

16期のテーマ：『山梨を知る』

17期のテーマ：未定

	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月	平成29年10月
内容	2日(日) 16期7月塾長・塾生例会 (あじさい寺・眞原寺@妙法寺) 4日(火) 運営会議 7日(金) 平成28年度総会 29日(土) 17期7月塾長例会 (課題本研修1@白倉事務所)	日() 運営会議 11日(金) 16期8月塾長・塾生例会 (上甲県名誉塾長ロング講演会 @県立文学館) 19日(土) 峡南の夏まつり (16期主/17期副) 日() 17期8月塾長例会 (課題本研修2@白倉事務所)	日() 運営会議 日() 16期9月塾長・塾生例会 日() 17期9月塾長・塾生例会	日() 運営会議 15日(日) 夢甲斐フェスタ in 郷青フォーラム 2017 (教員総合文化会館) 21日(土) 16期17期合同10月合宿例会 (16期主/17期副) 22日(日) 上甲県名誉塾長を訪ねる会@大阪)
内容	平成29年11月 日() 運営会議 日() 16期11月塾長・塾生例会 日() 17期11月塾長例会 12日(土) 市民フェスタ 13日(日) (17期主/16期副)	平成29年12月 日() 運営会議 日() 16期12月塾長・塾生例会 日() 17期12月塾長・塾生例会 クリスマス会 (事務局長/16期副)	平成30年1月 日() 運営会議 日() 17期1月塾長・塾生例会 28日(日) 16期生出発式(右亭)	平成30年2月 日() 運営会議 日() 17期2月塾長・塾生例会
内容	平成30年3月 日() 運営会議 日() 17期3月塾長・塾生例会	平成30年4月 日() 運営会議 日() 17期4月塾長・塾生例会	平成30年5月 日() 運営会議 日() 17期5月塾長・塾生例会 日() 16期5月公開例会 日() 18期生募集説明会	平成30年6月 日() 運営会議 日() 17期6月塾長・塾生例会 日() 18期生入塾オリエンテーション 日() 18期生入塾式

※上記の活動の他、毎月1回「部会活動(歴史、道徳、生き方、時事)」を、毎月2回「まんが古事記塾」を、毎週1回「子ども夢甲斐塾」を行います。

○部会活動・・・「歴史」「道徳(生き方)」「時事」の4つの部会において毎月1回夢甲斐塾生の枠を越えて自主的に学んでいきます。

9月からは新たに5つ目の部会『共学塾』を設立予定です。

○まんが古事記塾・・・夢甲斐塾生の枠を超えて、日本の心を学ぶために白倉塾長が講師を務めて毎月2回「古事記の勉強会」を開催します。

○子ども夢甲斐塾・・・家族と共に活動できる場の一つとして、塾生及び塾生の子ども、塾生以外の親子を対象に、白倉塾長が講師を務めて

毎週1回「古典の素読教室」を開催します。

夢甲斐塾17期 予算(案)

「会計期間 2017. 7. 1～2018. 6. 30」

収入の部

項目	前年度実績額	今年度予算額	増減	備考
繰越金	21,314	65,834	44,520	
塾生(1～16期)会費収入	390,000	480,000	90,000	
塾生(17期)会費収入	240,000	75,000	-165,000	15,000円×5口
利息	1	1	0	
15周年事業会計より繰入	70,554	0	-70,554	
合計	721,869	620,835	-101,034	

支出の部

項目	前年度実績額	今年度予算額	増減	備考
宿泊交通費	196,760	150,000	-46,760	交通費、塾長宿泊費、他
16期生、活動費	80,000	25,000	-55,000	5,000円×5名
会場費	11,860	20,000	8,140	例会、他
会場費(会議費)	35,000	36,000	1,000	運営会議(花水木)
教材費	35,752	40,000	4,248	17期生教材、16期生出発式
募集活動費	36,665	25,000	-11,665	
資料作成費(印刷費)	70,920	80,000	9,080	
備品消耗品費	6,568	5,000	-1,568	事務用品、他
夢甲斐フェスタ	0	0	0	
周年事業積立金	50,000	50,000	0	
慶弔費	21,800	10,000	-11,800	
飲食費	4,768	10,000	5,232	
通信費	13,942	15,000	1,058	郵便代
各部会活動費	59,000	100,000	41,000	25,000円×4部会
予備費	33,000	54,835	21,835	
小計	656,035	620,835	-35,200	
次期繰越金	65,834		-65,834	
合計	721,869	620,835	-101,034	

夢 甲 斐 塾 規 約

(名称)

第1条 この会は、夢甲斐塾（以下「塾」という）と称する。

(理念)

第2条 志高き出る杭となる。

(目的)

第3条 塾は、新しい時代の新しい山梨および日本を創造するために、①ふるさと山梨、祖国日本を愛し、高い志と強い覚悟を持った「出る杭」を育てること（人間力育成）
②必要時に連携・協働しうる同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築すること（仲間力構築）を目的とする。

(塾の構成)

第4条 この塾は、下記により構成される。

(1) 塾長

(2) 塾生

2 塾生の中から事務局を構成する。

(活動)

第5条 塾は、その理念を達成するために、次の活動を行う。

(1) 塾の運営

(2) 最新年度に入塾した塾生は理念の下、1年6ヶ月の研修活動

(3) 長期活動テーマを設定し、その実現のための活動

(4) 同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築するための活動

(5) 地域を知り、地域を愛するための活動

(6) 塾の活動を広め、仲間を増やすための活動

(7) その他の活動

(塾長)

第6条 塾には、塾生を指導育成する塾長を置く。

2 塾長は、次のものとする。

白倉信司

(塾生)

第7条 塾生は、年会費を納める。

2 塾生は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「志」(人の為に何かできる心)を持っている人
- (2) 山梨および日本をもっと良くしたいと思っている人
- (3) 特色ある地域づくりをしたい人
- (4) 何かで日本一になりたい人
- (5) 夢を実現したい人
- (6) 自分を磨きたい人

3 塾生は、総会の議決権を有する。

(入塾及び退塾)

第8条 入塾を希望する者は、事務局が指定する方法に従い、入塾の諸手続きを完了しなければならない。

2 退塾をしようとする者は、塾頭に退塾願を提出し、塾長及び塾頭の承認を得た上で、退塾できるものとする。

3 退塾を認められた者に対し、既に納入済みの会費等については、返金しないものとする。

(会費及び会計)

第9条 年会費の金額については、事務局が提案し、総会にて決するものとする。

2 塾の会計年度は、事業年度と同じ期間とする。

3 塾運営のための予算は、事務局が提案し、総会にて決するものとする。

4 予算の執行については、会計が中心となり事務局で諮っていくこととする。

5 臨時の場合、塾頭、副塾頭、及び事務局長が塾会計の中から臨機の措置をすることができる。ただし、事務局会議での承認を要することとする。

(事務局の構成)

第10条 事務局に、次の役職を置く。

- (1) 塾頭 1名
- (2) 副塾頭 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

2 塾運営に必要な役職は別に事務局で定めるものとする。

(事務局の職務)

第11条 塾頭は、塾生を代表し、塾を統括する。

- 2 副塾頭は、塾頭を補佐し、塾頭に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、事務を統括する。
- 4 会計は、塾の会計を担当する。
- 5 監査は、塾の会計の監査をする。
- 6 会計及び監査は総会において、収支報告並びに監査報告を行う。

(事務局員の選任と任期)

第12条 事務局員については総会において選任する。

- 2 事務局の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠による事務局の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(総会)

第13条 総会は、第5条に定める塾の活動についての基本的な事項を決定する。

- 2 総会は、塾頭がこれを招集する。
- 3 その招集については、事務局がその任を負う。
- 4 塾頭は、年1回定例総会を招集するほか、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席した塾生のうちから選任する。
- 6 総会の議事は出席した塾生の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業計画及び事業年度)

第14条 事務局は、事業年度ごとに事業計画を作成し、総会に提出しなければならない。

- 2 事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。
- 3 複数年度にわたる事業などに関しては、第2項によるものではない。

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、第13条第6項の規定にかかわらず、総会において出席した塾生の3分の2以上の賛成をもって決する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、事務局が定める。

附則

上甲晃塾長については名誉塾長とする。

名誉塾長の選抜によりシニアアドバイザーを設ける。

塾生は、会費の他に会議運営費を納入する。

この規約は、平成24年9月16日から施行する。

この規約は、平成27年7月15日から施行する。

この規約は、平成28年3月24日から施行する。

この規約は、平成28年7月14日から施行する。

この規約は、平成29年7月7日から施行する。

規約細則の変更について

変更理由

- ①規約細則は、各条に暦年での規定があり、それを実状に合わせ変更する必要があるため。
②規約第1条第1項に規定されている会費について、入塾生の年会費の取扱い変更に伴い適切な内容に変更する。

変更条	変更前	変更後
第1条1	平成28年度の年会費は10,000円とする。	平成29年度の年会費は10,000円とする。
同上	なお、平成28年度入塾生（16期生）は、入塾時に徴収する入会金10,000円を充当する。	なお、平成29年度入塾生（17期生）は、入塾時に徴収する入塾金から10,000円を充当する。
第1条4		振込先 郵貯銀行追加
第1条5	～納付期限は平成29年5月末日～	～納付期限は平成30年5月末日～

夢甲斐塾規約細則

第1条（会費等） 会費等について、次のように定める。

1. 平成29年度の年会費は10,000円とする。

なお、平成29年度入塾生（17期生）は、入塾時に徴収する入会金から10,000円を充当する。

2. 本人の申し出により事務局会議の承認を経た者は、年会費8,000円とする。例えば、学生、家計を一にする親族（1親等）の二人目など。

3. 年間協力費は5,000円とする。

4. 納入方法は、現金および口座振込による。口座振込の場合は、次の口座に振り込む。現金の場合は、会計または事務局長に届ける。

●山梨中央銀行 武田通支店

普通 【口座番号】775504 ユメカイジユク

●ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行の口座・ATMから振込の場合）

【記号】10870 【番号】16725441 普通 ユメカイジユク

●ゆうちょ銀行（他金融機関からの振込の場合）

【店名】〇八八（読み ゼロハチハチ） 【店番】088

【預金種目】普通 【口座番号】1672544 ユメカイジユク

5. 会費の納付期限は平成30年5月末日を期限とする。

6. 上記以外に必要なに応じて、一口1,000円の寄付金をお願いする。

慶弔見舞金規定

第1条 この規程は、夢甲斐塾（以下「塾」とする）の慶弔見舞金について定めたものである。

第2条 この規定は、夢甲斐塾生（以下「塾生」とする）に対し適用することとする。

2 塾関係者のうち、特に事務局において対応等が必要と認められる者に対しての慶弔見舞金の対応は、前項の限りではない。その場合、塾生に対する慶弔見舞金の規定に準じた対応とする。

第3条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①傷病見舞金
- ②災害見舞金
- ③死亡弔慰金
- ④叙勲・褒賞等祝金

2 前項に掲げるもの以外の慶弔見舞金のうち、慶事の祝金等については、夢甲斐塾生各自の対応とし、塾としての対応は行わないものとする。

第4条 傷病見舞金について、塾生が塾の活動中に生じた傷病について以下のとおり支給することとする。

- ①手術・入院を伴う傷病の場合 10,000円を上限とする
- ②通院治療の傷病の場合 5,000円を上限とする

2 塾関係者に対しては、塾の活動中に限らないこととする。

第5条 災害見舞金について、塾生の住居等が風水害の被害に遭い、損害を被った場合について以下のとおり支給することとする。

- ①全壊・全焼等の場合 30,000円を上限とする
- ②半壊・半焼等の場合 20,000円を上限とする
- ③一部損壊・損失の場合 15,000円を上限とする

2 同一住居等に複数名の塾生が関係している場合、その中の1名に対し支給することとする。

第6条 死亡弔慰金について、塾生本人の死亡の場合について、その遺族に対し以下のとおり支給することとする。

- ①香典・玉串料等として 10,000円を上限とする

②弔電 5,000円を上限とする

③花輪・果物籠等 30,000円を上限とする

2 前項②③については、必ずしも支給をするものではない。

3 塾関係者に対しては、第1項①②③について、事務局において協議の上、支給等を行うこととする。

4 式典等への参列について、事務局において協議の上、対応することとする。

第7条 叙勲・褒賞等祝金について、塾生が叙勲・褒賞等に列せられた場合について、以下のとおり支給することとする。

①叙勲の場合 30,000円を上限とする

②褒賞の場合 30,000円を上限とする

③その他慶事となる場合 20,000円を上限とする

2 塾関係者が叙勲・褒賞等に列せられた場合、以下のとおり支給することとする。

①叙勲の場合 50,000円を上限とする

②褒賞の場合 50,000円を上限とする

③その他慶事となる場合 30,000円を上限とする

3 叙勲・褒賞等祝金について、祝金に加えてあるいは祝金に代えて記念の品を贈ることも可能とする。

第8条 支給金については、塾の本会計より支出し、支給に伴う諸経費も合わせて支出することとする。

2 支給金額は、各項目に定められた上限金額内で、事務局が決定する。

3 支給の諸手続きについて、事務局長が対応する。

4 支給に対する返礼等について、受け取らないこととする。

第9条 その他、本規定に定めのない事項については、事務局において協議し決定することとする。

附則

この規定は、平成29年7月1日から施行する。